

農業者等による農業用園芸施設の設置に係る取扱い

「建築物として取り扱わないビニールハウス」に係る県環境農政局農水産部事務取扱い（以下、「農水産部取扱い」という。）第3その他の規定に基づき、農業者及び農業法人等（以下、「農業者等」という。）により設置する又はされた農業用園芸施設（以下、「農業用園芸施設」という。）について、都市農業の振興及び安全性の確保の観点から次のように取り扱うものとする。

なお、県以外の特定行政庁がこの取扱いに基づき運用することは妨げないものとする。

1 適用条件について

- (1) 農水産部取扱い第1前提条件、第2適用範囲①、③及び④の規定を満たすこと。
- (2) 農業用園芸施設（施設の規模、外皮の種類（ガラス、硬質板、ビニール等）は問わない。）で、日本施設園芸協会発行の「園芸用施設設計施工標準仕様書」の適用範囲に記載のあるものであること。
- (3) 農業用園芸施設の所有者、管理者、占有者又は建築主については、農地台帳に記載のある農業者等（以下、「施設所有者等」とする。）であること。

2 運用方法について

- (1) 農業用園芸施設の適切な設置及び維持に関する啓発を行うものとする。
- (2) 施設所有者等により適用条件を満たし、設置された農業用園芸施設は、建築物として取り扱わないものとする。
- (3) 施設所有者等による農業用園芸施設の設置にあたっては、県環境農政局農水産部農業振興課（以下、「農業振興課」という。）に報告すること。農業振興課は報告された内容を農業用園芸施設台帳に登載する。
- (4) 農政部局又は建築部局に相談のあった施設については、農業振興課は、その施設が所在する市町村及び市町村農業委員会へ施設所有者等であるか照会し、農業振興課が施設所有者等と確認した場合、農業用園芸施設台帳に登載し、保管する。なお、施設所有者等と確認できなかった場合は、建築部局が建築物として違反是正指導を行う。
- (5) 農業用園芸施設として適用条件に疑義のある場合は、建築物の基準による是正計画を検討するのではなく、適用条件に適合するよう農業振興課が改善指導を行う。なお、施設所有者等が改善計画を農業振興課に提出し、改善の意向が確認された場合、建築物として取り扱わないものとし、農業用園芸施設台帳を更新し、保管する。
- (6) 農業振興課が農業用園芸施設台帳への登載又は更新を行う際には、県県土整備局建築住宅部建築指導課と共有する。また、農業用園芸施設が建築物として取り扱わない施設として、農業用園芸施設台帳に登載された際は、農業用園芸施設が所在する市町村及び市町村農業委員会と共有する。
- (7) 施設所有者等が農業を廃業した場合は、農業振興課が農業用園芸施設の除却の指導を行う。
- (8) 施設所有者等は、除却又は基準に適合するよう改修、建替等を行った場合、農業振興課へ報告する。農業振興課は、農業用園芸施設台帳を更新し、保管する。
- (9) 施設所有者等は、農業用園芸施設の改修等にあたり、建築基準法に適合させることができる。その場合、建築基準法第12条第5項報告により同法基準に適合することを建築部局が判断した場合は、存置することができる。

3 建築物として取り扱わない農業用園芸施設取扱いフロー

